

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(一財) 自然環境研究センター理事長 殿

**記入例**

申請者(※1)

氏 名 **自然 研太郎**

住 所 〒**130-8606**

**東京都墨田区江東橋3-3-7**

電話番号

**03-6659-6018**

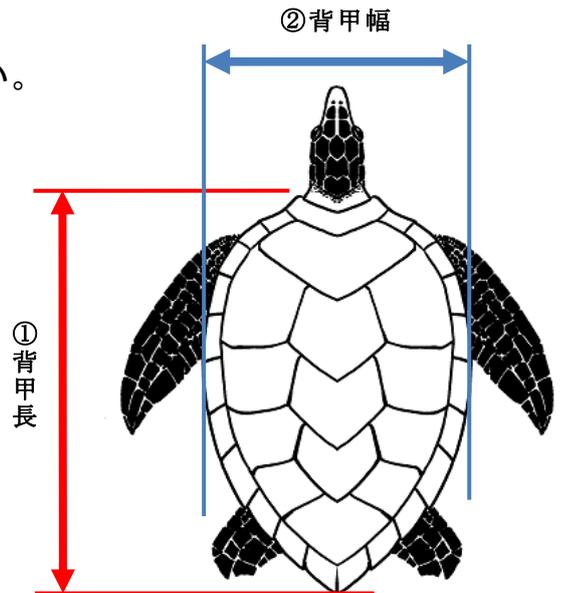
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	<b>タイマイ</b>	種名がわからない場合は <b>うみがめ科</b> としてください。
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、括弧内 に具体的内容を記入すること)	生体・卵・その他 ( ) <b>はく製</b> その他 ( )	
	主な特徴 (※2)	<del>体長</del> <b>背甲長 45.0cm</b> (〇〇年〇月〇日計測) <del>全長</del> <b>背甲幅 35.0cm</b> <del>体重</del> <b>重 量 2.2kg</b> 性別 <b>不 明</b> その他の特徴	
	所 在 地	<b>申請者住所と同じ</b>	登録申請時における個体の所在地
	個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号 (※3)	個体識別措置：マイクロチップ・脚環 個体識別番号：	
規制適用前取得の要件である 「2」を○で囲む  登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令 (※4) 第8条第1号関係)</p> <p><b>2</b> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第2号関係)</p> <p>3 関税法 (昭和29年法律第61号) 第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号イ関係)</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ロ関係)</p> <p>(3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群 (ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群) の個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ハ関係)</p> <p>4 1～3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの</p>		
動植物の管 理者 (所有 者と異なる 場合)	氏 名		
	住 所		
		電話番号	

●計測部位について

以下の数値を計測し、「主な特徴」として記載してください。

- ①背甲長  
(はいこうちょう／甲の縦(直線)の長さ)
- ②背甲幅  
(はいこうふく／甲の横(直線)の長さ)
- ③重量  
(体重計などで計量する)



●写真について

以下の写真を撮影してください(3ヶ月以内に撮影)。

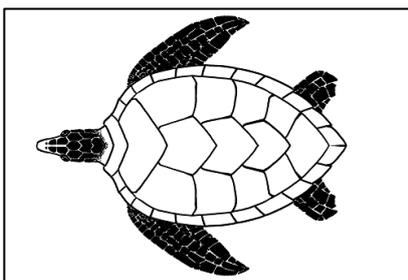
写真の大きさはL版のものを用意してください。

印刷は、**印画紙**か**光沢紙**で行ってください。(普通紙、コピー用紙でのカラー印刷は不可)

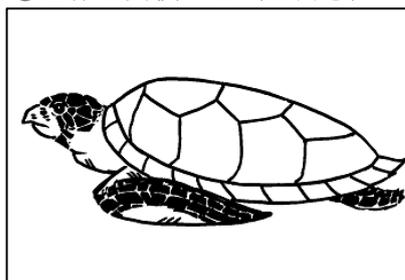
- ①全体を真上から写したもの
- ②全体を真横から写したもの(左向き)
- ③頭部を真上から写したもの
- ④頭部を真横から写したもの(左向き)
- ⑤頭部を正面から写したもの(斜め上から額のあたりを見下ろすように撮影する)

※複数個体の申請をする場合は、数が確認できるような集合状態の写真を用意してください。

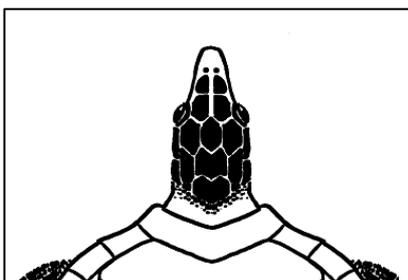
①全体を真上から



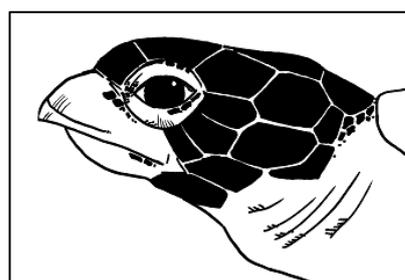
②全体を真横から(左向き)



③頭部を真上から

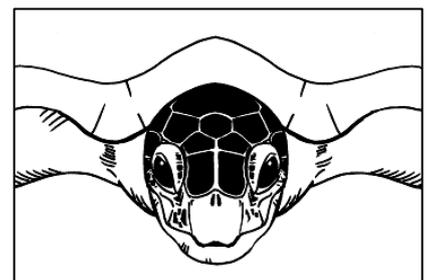


④頭部を真横から(左向き)



口先や、手足の先が  
写真からはみ出さな  
いように注意をして  
撮影してください。

⑤頭部を正面から  
(斜め上から見下ろすように)



※写真については、追加提出を依頼することもあります